

福崎町立八千種小学校 いじめ防止基本方針

福崎町立八千種小学校

1 学校の方針

本校は「自主 勤勉 礼儀」を校訓とし、「命を大切にし、やさしく かしこく たくましい児童の育成」を教育目標として、保護者や地域と連携協力した教育活動を展開している。すべての児童が安全且つ安心な学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止に努めながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ迅速に解決するために、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

<いじめの定義>

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

「いじめ防止対策推進法」平成25年9月施行

2 基本的な考え方

本校区は、福崎町東部に位置し、加西市に隣接して、静かな田園地域である。地域の人々の教育に関する関心は高い。また、三世帯同居の家庭も多く、お年寄りとのふれあいもスムーズに行われている。学校・家庭・地域社会の相互理解と密接な連携、協力によって健全な人づくりを進めている。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」さらに、「いじめは人として絶対に許されない行為である」という認識をすべての教職員が持ち、児童の好ましい人間関係を築きながら豊かな心を育む、「いじめを生み出さない土壌づくり」「いじめを許さない学校づくり」に取り組むため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等に包括的に取り組んでいく。

<いじめの認知について>

以下のいじめ認知の4要件を満たせば、すべていじめとして認知し対応する。

- ①児童生徒どうしである
- ②一定の人的関係がある
- ③心理的又は物理的な影響を与える行為がある
- ④被害児童生徒が心身の苦痛を感じている

<いじめの解消について>

少なくとも以下の2つの要件を満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月以上止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
(被害児童本人・保護者の面談で確認する)

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ対策委員会（いじめ対応チーム）

【構成員】

校長・教頭・教務・生活指導担当・養護教諭・関係職員等

必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの参加を求める。

- ・ 学校いじめ防止基本法の策定、見直し、改善等
- ・ 年間指導計画の作成、実施、改善等
- ・ 生活アンケートの作成、結果分析等
- ・ いじめが疑われる事案の事実確認、判断等
- ・ 配慮を要する児童への支援方針、状況把握等

※いじめ対策委員会は、定期開催（各学期１～２回）、緊急開催（いじめ事案報告があった場合）する。

【いじめの未然防止に向けた取組】

① 支持的風土を育む学級運営（心の居場所づくり）

学校生活のあらゆる場面で、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを行い、子どもたちが自分自身を価値ある存在であると認められるような学級運営を進める。

② 人権教育・道徳教育の充実

生命尊重の精神や人権感覚、思いやりの心を育むために、人権教育・道徳教育の充実を図る。

③ 心の通い合う教職員の協力協働体制

教職員が互いに学級経営や生徒指導等について、気軽に話ができる温かい職場を目指し、全職員で心の通い合う学校づくりを推進していく。

【いじめの早期発見に向けた取組】

① 生活アンケートの実施（学期に１回）

学期に１回、学校生活の様子についてのアンケートを行う。質問では、いやなこと・困ったことなどを問い、いじめの前兆となり得る事象に関しては児童に聴き取りを行い早期発見に努める。

② 児童相談週間の実施（学期に１回）

学期に１回、生活アンケートをもとに担任が児童と一対一で個別面談を行う。嬉しかったことや困っていることなど何でも話せる機会とし、児童一人一人の思いや考えに寄り添った指導を展開する。

③ 一人ぼっちの子調査の実施（学期に１回）

学期に１回、休み時間の過ごし方についてアンケートを実施する。１週間継続して行い、休み時間を一人で過ごしている児童を把握すると共に、一人で過ごしている児童の学級での居場所づくりの対策を講じる。

④ 教職員によるチェックリストを使った実態把握（月に１回）

休み時間や昼休み、放課後等の機会に「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努める。また、「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指して、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。

⑤ スクールカウンセラーの活用（週に１回）

毎週１日、スクールカウンセラーが来校し、子どもたちの学校生活の様子を観察する。そのときに気になった児童については、学級担任と情報共有を行う。また、特に配慮を要する児童とのカウンセリングを行うことによって、児童の実態把握を進める。

⑥ 子どもを語る会の実施（月に１回）

月に１回、全職員で各学級の配慮を要する児童の様子についての情報共有を行い（事前にデータを入力しておく）、支援方法・指導方法について共通理解する。

(2) いじめの早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

記入日 年 月 日 ()

- | | |
|--|---|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている | |

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| ☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする | ☐ にやにや、へらへらしている |
| ☐ おどおどしている | |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 表情が暗く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ とくとき涙ぐんでいる |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

◎授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

◎昼食時

- | | |
|--|---|
| ☐ 好きな物を他の子どもにあげる | ☐ 他の子どもの机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

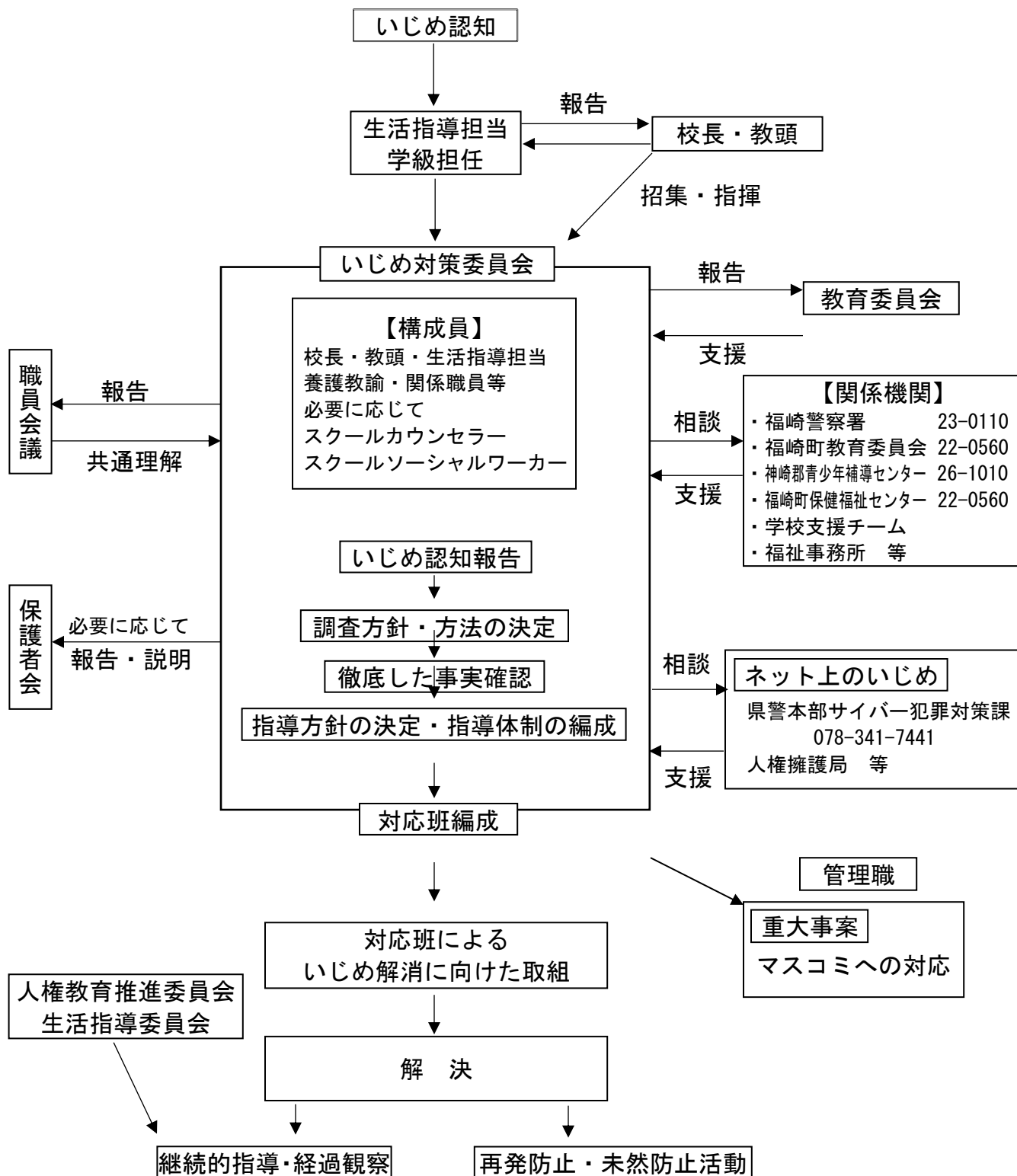
いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

(3) いじめの未然防止及び早期発見のための年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対策委員会 ・指導方針確認 ・年間計画作成 P T A総会での啓発	職員研修会 (児童に関する情報交換会) (いじめ防止方針確認) ネット犯罪防止講演会 (保護者・職員対象)	
5月	子どもを語る会	なかよし班遠足	一人ぼっちの子調査①
6月	子どもを語る会	ネット犯罪防止出前授 (児童対象)	生活アンケート① 児童相談週間①
7月	子どもを語る会	ロング児童集会 職員研修会 (カウンセリングマインド研修)	
8月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・2学期計画作成		
9月	子どもを語る会	運動会	一人ぼっちの子調査②
10月	子どもを語る会		生活アンケート②
11月	子どもを語る会	きらきら発表会	児童相談週間②
12月	いじめ対策委員会 ・情報共有 ・3学期計画作成	人権週間の取組 ロング児童集会	
1月	子どもを語る会		一人ぼっちの子調査③
2月	子どもを語る会	ありがとうウィークの取組	生活アンケート③ 児童相談週間③
3月	いじめ対策委員会 ・本年度の総括 ・次年度へ向けた 課題検討		

(4) いじめ発生時の組織的対応



《いじめ対応のポイント》

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、いじめを認知した場合は「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。特定の教職員が一人で抱え込んだり隠したりすることなく、隣接学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれがある場合や、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況をもとに十分検討協議し、関係機関とも連携の上、慎重に対応していくことが必要である。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、速やかに調査し、校長が判断する。児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会や警察等の関係機関に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

保護者や地域に開かれ、信頼される学校づくりをめざしている本校は、学校の取組を様々な形で情報発信に努めている。いじめ防止等についても、保護者や地域の理解や協力を得ながら、緊密な連携協力を図ることが重要である。従って、策定した学校の基本方針については学校便りで周知し、学校のホームページ等で公開するとともに、PTA総会や学校評議員会をはじめ、家庭訪問、学級懇談会、個別懇談会などあらゆる機会を捉えて保護者や地域に情報発信しながら、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる組織的協働体制を構築していく。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。さらに、学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。